

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第136号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月4日 06時23分ごろ
発生場所	播磨灘鹿ノ瀬北東方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位215°4.6海里付近 (概位 北緯34°36.59' 東経134°51.38')
事故等調査の経過	平成26年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、4.9トン HG3-36813（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 第二藤美丸、5トン未満 260-19391兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、鹿ノ瀬北東方沖を北西進中、平成26年11月4日06時23分ごろB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南東方に向けて漂泊していたところ、左舷船尾部に腰を掛けていた船長が、船首方約400mにB船に向けて接近するA船を認めたが、間近になればB船を避けてくれるものと思い、漂泊を続けていた。 船長Bは、A船が目前まで接近するのを認めたが、どうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、自力で帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北西流約1.5ノット 日出時刻：06時22分ごろ
その他の事項	船長Bは、B船の右舷方に多数の漁船が、左舷方にも数隻の漁船が北西進しているのを認めていた。 船長Bは、B船がその場にとどまるように主機のリモコンを操作しながら、手釣りを行っていたところ、A船が約12～13ノットの速力で、針路及び速力を保持してB船に向かって来るように見えた。 B船は、汽笛を装備しており、船長Bは、笛の付いた救命胴衣を着

	用していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、鹿ノ瀬北東方沖を北西進中、B 船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B 船は、鹿ノ瀬北東方沖において、釣りのため漂流中、船長Bが、A 船が接近するのを認めたが、間近になれば、B 船を避けてくれるものと思い、漂流を続けたことから、A 船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、鹿ノ瀬北東方沖において、A 船が北西進中、B 船が釣りのため漂流中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見張りを適切に行うこと。</li> <li>・汽笛等の音響信号装置を搭載している場合には、有効に活用すること。</li> </ul>